

令和6年度簡裁訴訟代理等能力認定考査

考 査 問 題

< 注 意 >

- 1 別に配布した解答用紙の該当欄に、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 2 考査時間は、2時間です。
- 3 考査問題は、記述式です。
- 4 問題の解答は、所定の解答用紙に記入してください。解答用紙への解答の記入は、黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものを除く。）を使用してください。解答用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合には、その解答用紙の答案は、採点されません。また、解答用紙の筆記可能線の外側に解答をした場合には、当該筆記可能線の外側に記載された部分は、採点されません。
- 5 解答用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（考査時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- 6 解答用紙は、書き損じても、補充しません。
- 7 不正行為があった場合には、その解答は無効とします。
- 8 考査問題に関する質問には、一切お答えしません。
- 9 考査問題は、考査時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 (別紙)記載の【Xの言い分】及び【Yの言い分】に基づき、以下の**小問(1)**から**小問(7)**までに答えなさい。

なお、附帯請求については考慮しないものとする。また、令和6年4月1日において施行されている法令に基づいて解答するものとし、法令改正に伴う経過措置等を考慮する必要はない。

小問(1) XがYに対して訴えを提起する場合の訴訟物及びその個数を解答用紙の第1欄(1)に記載しなさい。

小問(2) **小問(1)**の訴えに係る訴訟(以下「本件訴訟」という。)において、Xが訴状に記載すべき請求の趣旨(付随的申立てを除く。)を解答用紙の**第1欄(2)**に記載しなさい。

小問(3) 本件訴訟において、Xが訴状において記載すべき請求を理由づける事実(要件事実)を解答用紙の**第1欄(3)**に記載しなさい。

なお、いわゆる「よって書き」は、記載することを要しない。また、記載に当たっては、次の【記載例】のように、①要件事実ごとに適宜番号等を付して整理して記載し、②請求原因が複数ある場合には請求原因ごとに分けた上で記載すること。さらに、要件事実のうち同一のものについては、適宜、他の請求原因の要件事実の記載を引用して差し支えない(以下、**小問(4)**及び**小問(5)**において同じ。)

【記載例】

請求原因1

1 Aは、Bに対し、令和○年○月○日、1000万円を贈与した。

2 ……

請求原因2

1 請求原因1の1と同じ。

2 ……

小問(4) 本件訴訟において、Yが主張すべき抗弁について、標題を付した上でその抗弁事実を解答用紙の**第1欄(4)**に記載しなさい(ただし、【Yの言い分】の3にある下線部の言い分については考慮しないものとする。)。

なお、抗弁の標題を付すに当たっては、次の【記載例】のように、①抗弁の法的内容が分かるように記載し、②**小問(3)**において解答した請求原因が複数ある場合には、どの請求原因に対する抗弁であるかを明記すること。

【記載例】

抗弁1 錯誤による取消し(請求原因1に対し)

1 ……

小問(5) 本件訴訟において、Xが主張すべき再抗弁について、標題を付した上でその再抗弁事実を解答用紙の**第1欄(5)**に記載しなさい（ただし、**小問(7)**の過失の主張については考慮しないものとする。）。

なお、再抗弁の標題を付すに当たっては、①再抗弁の法的内容が分かるように記載し、②**小問(4)**において解答した抗弁が複数ある場合には、どの抗弁に対する再抗弁であるかを明記すること。

小問(6) 本件訴訟において、**〔Yの言い分〕**の3にある下線部の言い分は、Xのどの再抗弁の主張に対するどのような位置づけの主張となるか。判例の立場を前提とした場合の結論及びその実体法上の理由を解答用紙の**第1欄(6)**に記載しなさい。

小問(7) Xは、本件訴訟において、YがAを本件ランプの所有者であると信じたことについて過失があるとの主張をすることとしたとする。以下の①及び②は、当該過失を基礎づける評価根拠事実となるか。それぞれの結論及びその理由を解答用紙の**第1欄(7)**に記載しなさい。

- ① 本件ランプは、YがAからその引渡しを受けた当時、時価120万円を下らないものであった。
- ② Yは、令和6年6月9日、Aが経済的に窮境にあることを知った。

（以下の問題は、**第1問**と独立した問題として解答すること。）

第2問 次の〔設例〕に基づき、以下の**小問(1)**から**小問(4)**までに答えなさい。

〔設例〕

1 Aは、令和5年9月10日、Yに対し、無利子で50万円を貸し付けた。AとYは、同日、上記貸金の返還時期を令和5年12月10日と定めた。

2 Yは、Aに対し、令和5年12月10日までに50万円を返済しなかった。Aは、Yに対し、50万円を返済するよう催促したが、Yは、50万円の返済に応じることはなかった。

3 Aが、Xに対し、Yが貸金を返済しないので困っている旨を相談すると、Xは、Aから、上記1の貸金債権を買い取ることを申し出た。

そこで、Aは、Xに対し、令和6年2月25日、上記1の貸金債権を代金30万円で譲り渡した。Xは、同日、Yに対し、電話を掛けて債権譲渡の通知をした。

4 Xは、令和6年7月5日、司法書士法人Pの事務所を訪問し、その社員である司法書士Q（簡裁訴訟代理業務を行うに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）に対し、Aから譲り受けた上記1の貸金債権の回収方法について相談をした。

司法書士Qは、Xと話し合った上で、Yに対し、YがAから借り受けた50万円の支払を求める訴えを提起することとし、司法書士Qが担当者として関与することとなった。

5 司法書士Qは、Xの訴訟代理人として、令和6年8月15日、Yに対して50万円の支払を求める訴えを簡易裁判所に提起した（以下、当該訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）。

小問(1) 本件訴訟の訴訟物及びその個数を解答用紙の**第2欄(1)**に記載しなさい。

小問(2) 本件訴訟において、Xが訴状において記載すべき請求を理由づける事実（要件事実）を解答用紙の**第2欄(2)**に記載しなさい。なお、記載に当たっては、**第1問小問(3)**において指定されたとおりに記載すること。

小問(3) 本件訴訟の口頭弁論が終結し、「被告は、原告に対し、50万円を支払え」との判決が言い渡されたとする。当該判決が確定した場合、司法書士Qは、Xから委任を受けて、Xの代理人として、当該判決により強制執行の申立てをすることができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第2欄(3)**に記載しなさい。

小問(4) **小問(3)**とは異なり、本件訴訟の口頭弁論が終結し、「原告の請求を棄却する」との判決が言い渡されたとする。司法書士Qは、①Xを代理して控訴の提起をすることができるのは、どのような場合か、②控訴の提起を代理することができる場合に、Xの代理人として控訴状に控訴審における攻撃防御方法を記載することができるかを解答用紙の**第2欄(4)**に記載しなさい（なお、②については、結論及びその理由を記載すること）。

第3問 第2問の〔設例〕の1から5までの事実関係を前提として、以下の**小問(1)**及び**小問(2)**に答えなさい。なお、**小問(1)**及び**小問(2)**は、それぞれ独立した問題として解答すること。

小問(1) 司法書士R（簡裁訴訟代理等関係業務を行うに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）は、Yから、本件訴訟の訴訟代理人となつてほしいとの相談を受けたが、直感的にYが信頼するに足らない人物であると考えたため、Yからの依頼を拒みたいと考えている。この場合、司法書士Rは、Yからの依頼を拒むことができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第3欄(1)**に記載しなさい。

小問(2) 司法書士S（簡裁訴訟代理等関係業務を行うに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けているものとする。）は、司法書士法人Pの社員であったが、本件訴訟には関与していなかった。その後、司法書士Sは、本件訴訟の係属中に司法書士法人Pを脱退し、個人で事務所を開業したところ、Yから、本件訴訟の訴

訟代理人となつてほしいとの相談を受けた。この場合、司法書士Sは、Yの訴訟代理人となることができるか。結論及びその理由を解答用紙の**第3欄(2)**に記載しなさい。

(別紙)

〔Xの言い分〕

1 私は、趣味でアンティークを収集しているのですが、私が所有する時価120万円のアンティークのランプ（以下「本件ランプ」という。）に関して、Yとの間でトラブルとなっています。Yもアンティークの収集を趣味としており、顔見知りの仲です。

2 本件ランプは、現在私の手元にはありません。実のところ、これには、あまり大きな声では話せない経緯があります。

私は小さな会社を経営しているのですが、令和5年頃、その会社の業績が極めて悪くなっており、銀行からの貸付金の返済も難しい状況が続いていました。そんな状況下で、私の友人であるAが、令和5年10月18日、私に対し、「しばらくの間、本件ランプを貸してほしい。」と言ってきたのです。

私は、所有するコレクションの中でも本件ランプを特に気に入っていました。会社の業績が悪くなったことから、ひょっとしたら、本件ランプを差し押さえられてしまうかもしれないという不安がありました。

3 そこで、私は、令和5年10月18日、本件ランプを貸してほしいとのAの申出を承諾するとともに、Aに事情を話して、私とAとの間で、私が本件ランプをAに売却したと仮装することとしました。Aは、「そのほうが都合がいい。」と言っていました。私は、同日、Aから本件ランプの賃借料として20万円を受け取り、Aに対し、本件ランプを引き渡しました。また、Aとの間で、令和6年6月18日までは、本件ランプを返還してもらうとの合意もしました。なお、私は、Aとの間で、仮装した売買について契約書を作成しませんでした。

4 令和6年になると、私の会社の業績は回復しました。ところが、Aは、令和6年6月18日になっても、本件ランプを返還してくれませんでした。その後、私は、Aに何回も本件ランプを返還するように催促したのですが、Aからの返答は一切ありませんでした。そんな中、令和6年8月2日、本件ランプがYの手元にあることが判明したのです。

どうやら、Yは、Aから本件ランプを購入したと言っているようです。しかし、Aは、日頃からYの子分のような振舞いをしていて、Yに嘘をついたり逆らったりすることはありませんでした。Aは、Yに全ての経緯を話して本件ランプを引き渡したとしか考えられません。つまり、Yは、私とAが本件ランプの売買を仮装したことを知っていたに違いありませんし、Aが本件ランプの所有者であると信じていなかったに決まっています。それに、Yは、Aから、本件ランプを40万円で購入したと言っています。しかし、本件ランプは時価120万円を下らないのですから、本件ランプを40万円という非常に低額で購入したという話もYが全ての経緯を知っていたことを裏付けています。現在、Aの所在はわかりませんが、どうやら、Aが所在をくらす直前である令和6年6月9

日に、Aは、Yに対し、お金がなくて困っていると吐露していたそうです。

- 5 以上が経緯となります。本件ランプの所有者は私ですので、Yに対し、本件ランプを引き渡すように請求したいと考えています。

【Yの言い分】

- 1 Xは、自らが本件ランプの所有者と言っているようですが、私が本件ランプの正当な所有者です。
- 2 本件ランプは、Aから購入しないかと持ちかけられて購入したものです。私は、令和6年5月15日、Aから本件ランプを見せられました。私は、本件ランプを一目で気に入りまして、本件ランプを購入しようと決意しました。Aは、「本件ランプの時価は120万円を下らないが、この場で現金で支払うのであれば、40万円で売却する。」と言ってきましたので、私は、同日、Aに対し、自宅の金庫にあった現金で40万円を支払い、本件ランプの引渡しを受けました。その結果、本件ランプは私の手元にあるのです。
- 3 Xは、色々と私に難癖を付けてきていますが、全てXの推測にすぎません。私が、本件ランプをAから購入する際に、Aから聞いた話というのは、Xが経営する会社が資金難に陥ったために、令和5年10月18日、AがXの所有する本件ランプを20万円で買い取ったというものでした。XとAとの間で本件ランプの売買を偽装したことを私が知る由もありません。当然、Aの話を聞いた私は、Aが本件ランプの所有者であると信じて本件ランプを購入しました。
- 4 実際には、Xは、本件ランプをAに20万円で売却したのだと思います。Xが経営する会社の業績が回復し、Aが所在不明になったことをいいことに、Xは、本件ランプを取り戻したくなかったに違いありません。本件ランプの正当な所有者は私ですから、Xの請求には理由がありません。